

鹿児島大学サブドメイン利用要項

平成 27 年 4 月 23 日
情報ネットワーク専門委員会決定

(目的)

第 1 この要項は、kagoshima-u.ac.jp 直下のサブドメイン(以下「サブドメイン」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(部局等の定義)

第 2 この要項において部局等とは、鹿児島大学学則第 5 条の学部、第 6 条の研究科、第 7 条の学内共同教育研究施設等及び事務局をいう。

(サブドメインの申請)

第 3 サブドメインの割り当てを受けようとする部局等は、部局ネットワーク委員会等の議を経た上で、申請書を学術情報基盤センター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 新設予定の部局等は、予算の内示があった時点で申請を行うことができる。
- (2) 学術情報基盤センター長は、申請があったサブドメインの適否について情報ネットワーク専門委員会に意見を求めることができる。
- (3) 学術情報基盤センター長は、サブドメインの割り当てを承認した部局等(以下「サブドメイン管理部局」)に対し、その旨を通知するものとする。
- (4) 学術情報基盤センター長は、サブドメイン管理部局に対して、必要に応じてサブドメインの利用について条件を付すことができる。

(サブドメイン申請書)

第 4 サブドメイン申請書は次に掲げる各号を含むものとする。

- (1) サブドメイン管理部局
- (2) 希望するサブドメイン名
- (3) サブドメインを使用する部局、組織等の名称(日本語及び英語)
- (4) サブドメイン管理責任者の連絡先
- (5) サブドメインが必要である理由

(サブドメイン管理責任者)

第 5 サブドメイン管理部局は、サブドメイン毎にサブドメイン管理責任者を選出し、学術情報基盤センター長に届け出なければならない。

- (1) サブドメイン管理部局は、サブドメイン管理責任者が交代したときには、遅滞なく学術情報基盤センター長に届け出なければならない。

(サブドメインの利用)

第 6 サブドメインの利用に関しては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) サブドメインは、原則として部局等に対して割り当て、1 部局に割り当てられるサブドメインは 1 つとする。
- (2) 歴史的経緯により、工学部の各学科はサブドメインの割り当てを受けられるものとする。
- (3) 全学的なプロジェクト等で必要性が認められるものについては、例外的に割り当てを行う場合がある。ただしこの場合、サブドメイン管理部局を定めた上で、担当理事からのサブドメインを必要とする理由の説明を求め、適否について情報ネットワーク専門委員会の議を経るものとする。
- (4) 学術情報基盤センターは、キャンパス情報ネットワークの運用管理に必要な場合、サブドメイ

ンを利用できる。

(5) 本要項制定時において既に利用されているサブドメインについては、サブドメイン管理部局及びサブドメイン管理責任者を定めた上で継続利用を認める。

(6) 組織変更等に伴い既存サブドメインの部局間継承が必要な場合は、これを認めることがある。

(サブドメインの文字)

第 7 サブドメインに利用する文字は、使用する部局や組織の英語略称など、部局や組織と容易に対応が付けられるものでなければならない。ただし、以下の(1)~(3)の各号に掲げるものについては認めない。また、(4)、(5)の各号に掲げるものについては、その適否について情報ネットワーク専門委員会の議を経るものとする。

(1) 既に登録されているサブドメインと同じもの

(2) 既に登録されているサブドメインが先頭に「ku」の 2 文字を含む場合に、先頭の「ku」を削除したものと一致するもの

(3) 既に登録されているサブドメインが先頭に「ku」の 2 文字を含まない場合に、その先頭に「ku」の 2 文字を付加したものと一致するもの

(4) 過去に使用されており、現在は廃止されているサブドメイン

(5) 1 文字のサブドメイン

(サブドメインの変更)

第 8 現在使用しているサブドメインを変更する場合、サブドメイン管理部局は変更申請を行わなければならない。申請が認められた場合、移行期間は最長 1 年間とする。

(サブドメインの廃止)

第 9 サブドメイン管理部局は、サブドメインを利用する必要がなくなったときは速やかに学術情報基盤センター長にその旨を届け出なければならない。

(1) 学術情報基盤センター長は、利用されていないサブドメインについてサブドメイン管理部局に事前に通知の上、廃止することができる。

(サブドメインの期限)

第 10 サブドメインの利用には期限を設けないが、以下の(1)~(3)の各号に掲げるものについては、必要に応じて期限を定めることができるものとする。

(1) 全学的なプロジェクト等で必要性が認められるものについて割り当てられたサブドメイン

(2) 期限を定めて設置された部局等に割り当てられたサブドメイン

(3) その他、期限を定めることが適切なサブドメイン

(サブドメインの利用料)

第 11 サブドメイン管理部局は利用中の各サブドメインについて毎年利用料を負担するものとする。

(1) サブドメインの利用料は当分の間無償とする。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 23 日から実施する。